

鳥取縣公報

第 參 拾 四 號

昭和四年七月二十六日

金 曜 日

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十六號

内 務 部 長	警 察 部 長	學 務 部 長	各 麻 長
---------	---------	---------	-------

大正十三年八月鳥取縣訓令甲第十一號縣費支辨旅費規則中左ノ通改正シ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月二十六日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

第十條中「蠶業技術員及同」ヲ削ル

第十條ノ二ヲ削ル

第十條ノ三中「前五條」トアルヲ「前四條」ニ改ム

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條ノ二、地方滞在蠶業技術員ニシテ其ノ所轄區域内ヲ巡回スルトキハ別表第七號表ノ二ノ日額

旅費ヲ支給ス
第十三條中「第十二條」ノ次ニ「第十二條ノ二」ヲ加フ
別表第三號表、第四號表、第四號表ノ二、第五號表、第六號表ヲ左ノ通り改ム

第三號表

土木出張所在勤者旅費額

等級	職名	月額
一 等	所長	四拾貳圓
二 等	道路技手、土木技手、工手ニシテ月俸八拾五圓以上ノ者	參拾八圓
三 等	同上ニシテ月俸八拾五圓未滿ノ者	參拾四圓
四 等	土木工手	貳拾八圓

第四號表

地方滞在農業技術員旅費額

滞在地	區	別	月額
鳥取市			五圓

第四號表ノ二

耕地整理及農業水利事業ノ技術員旅費額

各郡	主任者		主任ニ在ラサル者
	主任者	主任ニ在ラサル者	
	月俸八拾五圓以上	月俸八拾五圓未滿	月俸八拾五圓未滿
	參拾四圓	參拾圓	貳拾六圓

等

級

月額

出張所主任

參拾參圓

主任ニ在ラサル者

月俸八拾五圓以上
月俸八拾五圓未滿

參拾圓
貳拾六圓

産業技手補

貳拾貳圓

第五號表

地方滞在畜産技術員旅費額

區	別	月額

月俸八拾五圓以上ノ者
月俸八拾五圓未滿ノ者

參拾四圓
參拾圓

第六號表

地方滯在水産技術員旅費額

月俸		區		額		別		月
		額		別		地		額
月俸八拾五圓以上		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	參拾參圓
月俸八拾五圓未滿		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	貳拾七圓
		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	貳拾六圓
		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	貳拾八圓
		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	貳拾貳圓
		岩美郡	高美郡	東伯郡	西伯郡	岩美郡	高美郡	貳拾壹圓

別表第五號表ノ二ヲ削ル
別表第七號表ノ次ニ左ノ一表ヲ加フ

第七號表ノ二

地方滯在蠶業技術員旅費額

區	別	日	額
月俸八拾五圓以上ノ者			壹圓七拾錢
月俸八拾五圓未滿ノ者			壹圓五拾錢

別表第十一號表中「五日以上滯在旅費」トアルヲ「六日以上滯在旅費」ニ第十二號表中「二十日以上滯在旅費」トアルヲ「二十一日以上滯在旅費」ニ改ム

告示

鳥取縣告示第百八十九號
縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和四年度鳥取縣歳入歳出追加豫算並同年度公立學校職員加俸資金歳入歳出追加更正豫算ノ要領左ノ通
昭和四年七月二十六日
鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

昭和四年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

經 常 入 部
第十二款 雜 收 入
第六項 年度後追納

壹、五〇〇
壹、五〇〇

臨時部	第二項	國庫補助金	貳、參〇〇
	第七項	勸業補助金	貳、參〇〇
	第三項	寄附金	參、壹八四
	第一項	寄附金	參、壹八四
臨時部計	歲入總計		五、四八四
經常部	第七項	教育費	壹八六
	第三項	高等女學校費	壹八六
	第九項	勸業費	壹〇〇〇
	第三項	農事試驗場費	壹〇〇〇
臨時部計	經常部計		壹、壹八六
	第二項	教育費	貳、九九八
	第二項	高等女學校費	貳、九九八
	第八項	勸業補助費	貳、八〇〇
	第一項	勸業補助費	貳、八〇〇
臨時部計			五、七九八

歲出總計			六、九八四
昭和四年度公立學校職員加俸資金歲入歲出追加更正豫算			
第一項	歲入	公立學校職員加俸資金	貳五參
第三項	歲出	繰越金	貳五參
第一項	公立學校職員加俸資金		貳五參
第三項	過年度支出金		貳五參

彙報

家屋賃貸價格の調査に就て

内田庶務課長

家屋賃貸價格の調査に關しては先般來各市町村の主任諸君と會合し詳細打合せを遂げ尙引續き課員が各市町村に出張して實地に就き協議致しましたから大體は御諒解を願つたことと信じますが尙種々の質疑なり誤解なり相當有る様ですから茲に一應此等の點に關し説明致し度いと思ふ

標準賃貸價格表

借家に非らざるもの又は借家の家賃を不適當と認むるものの調査に用ふる標準率を定めたものであつて之を作製するに際しては先づ實際賃貸せられて居る家屋に就き可成多數に亘つて調査し其内親戚關係とか師弟關係とか其の他特殊の關係で特別に家賃の安いもの又は高いものは全部除外

し比較的公平なりと認むるもののみを採用し之を敷地の等級毎に分類し各家屋の家賃の内から敷地の等級に依る賃貸料に其の坪數を乗したるもの即ち其の敷地の使用料を差引き純粹の家屋に對する賃貸料を出し其の家屋賃貸料を現在價格にて除したる率を抽出したのであります、此率を見るに敷地の等級の低き家屋と高き家屋とは大なる差がなく殆ど同じ様な率となるのであります、是れ畢竟敷地の賃貸料が等級に依つて相當大なる差が付いて居るのに之を差引いて家屋丈の賃貸料を出したから敷地賃貸料の引き去りて大体の差額が無くなつた爲であらうと思ふ此家屋現在價格に對する率が即ち標準賃貸價格表中の「建物賃貸價格乘率」となつたのであります、所が此率が等級の上下に僅しか差がないから郡部と市街地との比較上郡部が非常に不利であること云ふ議論がある様である、殊に家屋利用價值増加額の計算に當つて敷地總坪數に依ることは郡部の如き廣き屋敷を有するものは損であること云ふ人がある様であるが此率は前申述べた様に敷地の坪數は廣き面積と雖其の儘にて計算し事實から割出した率であつて而も此率で逆に計算して見れば大体大なる差は生じないのであるから本年は是れに依つて進行するより外はないのであります、又右標準調査の際縣で調査した郡部の家屋は概ね敷地は狭きもののみであつて普通の農家は相當廣き敷地を有して居るから實際調査するに當つては敷地を多少少く見る必要があること云ふ人もありますが建物賃貸價格乘率は建物丈の乘率であつて敷地には關係がなく家屋利用價值の増加額は敷地の賃貸價格と同じ額を計算する意味であるから敷地が廣ければ廣い丈け利用價值が多いと見るの外ないから之を減少することは出来ない、只縣は稅務署にて詳細に調査せられて居る土地賃貸價格を適當と認めて之を其の儘採用したのであるから各等級に對する賃貸料額に關して其の是非は暫く議論を避くるの外はないのである

調査を要する家屋と然らざる家屋

- 一、敎會所、説敎所の用に供する家屋では随分疑問のあるものが相當ある様であるが此等は縣の認可を受けたもののみを免稅し認可を受けて居ないものは假令事實敎會所又は説敎所の用に供して居つても之を免稅する必要はないのであります
- 二、神社、寺院の境内に社寺用以外の目的例へば養蠶する目的を以て建築した養蠶室の如きには課稅するのである尤も社務所又は庫裡の一部にて養蠶するが如き場合は課稅しない
- 三、神職の居住すべき家屋に關しては家屋賃貸價格調査要綱(二)に記載してあるが其の後研究の結果左の通變更することとした
- 四、住宅なき空地に門、塀、庭園の外納屋、倉庫等の如き住宅以外の建物がある場合は門塀、庭園には課稅しないが納屋、倉庫は獨立した家屋の用をなすから課稅を要するのである此場合家屋利用價值増加額算出の基礎となるべき坪數は納屋倉庫等の爲利用する坪數のみに依るのである
- 五、縣稅賦課規則第五十二條の(六)に雜建物の免稅家屋が規定せられて居るが是れは從來の配賦課稅に依る場合の分であつて來年度以降の賃貸價格に對しては、軒下、門塀、床張ナキ廊下、井戸屋形、堆肥舎(土臺アル瓦葺ニ限ル)堀立小屋(瓦葺ニ限ル)等は免稅せざることに改正の見込に付き此等は調査を要するのである

- 六、鶏舎、家畜舎等の如き簡易なる建物と雖永久的のものには課稅を要するのである
- 敷地及家屋

- 一、敷地の坪數を計算するに當り公簿面積に依りたるものは平面圖の内宅地周圍の青線は省略し欄外

- 一、坪數並公簿面積に依りたる旨附記せられ度に
- 二、木炭製造等の爲山林中に居住する者の家屋等級を比準することが困難であれば其の山林等級を直に家屋等級と看做し評定するのである
- 三、一敷地内に甲、乙二人の者が各別に建物を建設し其の敷地を共同で使用し之を甲乙に明に區分すること能はざるときは平分して計算するのである
- 四、建物の坪數は桁梁外面以内の面積に依るのであつて桁梁とは本桁の意ではなく庇に桁がある場合は此桁に依るのであつて家屋の最も外側にある桁と名の付くものの外面以内を計算するのである
- 五、煙突は會社工場其の他のものと雖全部其の建築費を見積り調査を要するのである
- 六、工場の機械、水車の車、臼等は調査を要しない
- 七、敷地より離れてある庭園は調査を要しないが敷地の近傍にあり其の家屋に附隨し常に利用し得べき状態にあるものは調査を要するのである

昭和四年七月廿六日印刷
昭和四年七月廿六日發行

(定積小口一枚參厘四毛)

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
 印刷者 鳥取縣高部大正村大字古海 支所
 鳥取縣高部大正村大字古海 支所